

浜岡原子力発電所 1、2号機 廃止措置計画の変更認可について

2019年1月29日

当社は、原子炉等規制法(注1)に基づき、「浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画」(以下、「廃止措置計画」という。)の変更認可を2018年10月18日に申請しておりました(2019年1月11日に一部補正)。当該申請について、昨日(1月28日)、原子力規制委員会より認可を受けましたので、お知らせします。

今後も、浜岡原子力発電所1、2号機の廃止措置について安全確保を最優先に着実に進めてまいります。

主な変更内容

1、2号機の原子炉圧力容器、蒸気乾燥器(注2)および気水分離器(注3)の除染工事方法の変更

除染工事においてさらなる被ばく低減を図るため、以下のとおり除染工事の方法を変更することから、廃止措置計画の関係する記載を変更します。

(変更前) 蒸気乾燥器および気水分離器を原子炉圧力容器から取り出し、別々の除染用タンクに収納の上、原子炉圧力容器、蒸気乾燥器および気水分離器を個別に除染する。

(変更後) 蒸気乾燥器および気水分離器を原子炉圧力容器に収納したまま同時に除染する。

◆これまでお知らせした内容

浜岡原子力発電所1、2号機 廃止措置計画の変更認可申請について

([2018年10月18日](#)お知らせ済み)

注1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。

注2 蒸気乾燥器は、タービン効率を上げるため、原子炉圧力容器内で発生する蒸気に含まれる湿分
を取り除く装置です。

注3 気水分離器は、原子炉から湿分の少ない蒸気を蒸気タービンへ送るため、蒸気に含まれる水分
を分離する装置です。

以 上